

## 加賀市議会PPDCAサイクル運用規程

〔平成27年9月28日〕  
〔議会規程第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、議会報告会、意見交換会、行政視察など議会等が行う行為に関して、PPDCAサイクルを適用することにより、その行為の進行管理、結果の振り返り、成果の評価及び次の目標設定などに活用することを目的とし、そのために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) PPDCA 計画(Plan)、手順・経過(Process)、実行(Do)、検証(Check)、改善(Action)の、それぞれの英語の頭文字を繋げたものをいう。
- (2) PPDCAサイクル ある行為に対してPPDCAの一連の流れをあてはめていくことをいう。

(対象行為)

第3条 PPDCAサイクルの対象とする行為(以下「対象行為」という。)の主なものの例示は、次のとおりとする。

- (1) 議会が主体となつて行うもの

議会報告会、政策討論会、政策提言、議員間自由討議、各種団体との意見交換会、議会改革に係る各種取組み、議員定数・報酬・政務活動費の見直しなど

- (2) 委員会が主体となつて行うもの

政策条例等の策定、政策提言、行政視察、各種団体との意見交換会、議会改革に係る各種取組など

(対象外行為)

第4条 PPDCAサイクルの対象としない行為の主なものの例示は、次のとおりとする。

- (1) 議会が主体となつて行うもの

本会議における議案等の審議(質疑・質問・討論・採決等)、請願の審議、陳情・要望等の処理、意見書その他議会議案の審議、決議、全員協議会、議員協議会、議会だよりの編集・発行、ホームページ・フェイスブックの更新、議会の予算に関する事、政治倫理に関する事など

- (2) 委員会が主体となつて行うもの

本会議における議案等の審査(質疑・質問・討論・採決等)、請願の審査、陳情・要望等の処理、委員協議会など

(3) 会派が主体となって行うもの

研修会、視察、市政報告、会派代表者会議など

(4) 議員個人が行うもの

政治活動、政務活動、選挙活動、陳情・要望対応や市民相談等の議員活動、文書質問など  
(期間)

第5条 PPDCAサイクルの期間は、年度内を単位とする。ただし、検証のためにある程度の経過が必要な場合などは、この限りでない。

(PPDCAサイクル表)

第6条 議会又は委員会は、対象行為を実施する場合は、PPDCAサイクル表を記載しなければならない。

2 PPDCAサイクル表の記載は、その所管する各担当書記が行うものとする。

3 PPDCAサイクル表は、様式第1号とする。

(管理台帳)

第7条 PPDCAサイクルを全体的に把握するため、PPDCA管理台帳を備えるものとする。

2 担当書記は、PPDCAサイクル表を記載するときは、管理台帳の番号を取り、件名を記載し、サイクルに応じてその都度、必要事項を記載していかななければならない。

3 PPDCA管理台帳は、様式第2号とする。

(計画(Plan))

第8条 議会又は委員会は、対象行為について、最初に計画を立てなければならない。

2 計画を立てる際は、誰が、いつ、どこで、何を、なぜ・何のために、どうする、ということをしてできるだけ明記しなければならない。

(手順・経過(Process))

第9条 議会又は委員会は、計画を立てたときは、実行に向かって必要な手順を考え、それに基づいて手続きを行わなければならない。

2 実際に行った手続きについては、その経過が分かるように時系列ごとに、その旨を記載していき、その行為の進行管理のための資料として活用する。

(実行(Do))

第10条 議会又は委員会は、対象行為を実行した際は、その詳細を明記しなければならない。

2 実行しなかった場合及び実行できなかった場合についても、その旨を明記しなければならない。

(検証(Check))

第11条 議会又は委員会は、対象行為を実行した後、検証作業を行わなければならない。

2 検証は、実行後、速やかに行うものとする。ただし、政策条例の施行など、成果を把握するために一定の期間を要する場合は、その状況を勘案した上で適宜行うものとする。

3 実行しなかった場合及び実行できなかった場合についても、検証作業を行わなければならない。

(改善(Action))

第12条 議会又は委員会は、検証に応じて必要な改善を図り、又は、必要がある場合は議長を通して市当局へ申し入れするなど、適切な措置を講じなければならない。

2 改善すべき内容をまとめたもののうち必要な事項は、次の計画として位置付けるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年度分から適用する。

様式第1号(第6条関係)

## 平成 年度 PPDCAサイクル表

台帳番号 \_\_\_\_\_ 年度 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 当初起案日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

所管 \_\_\_\_\_ 担当者 職・氏名 \_\_\_\_\_

サイクル	年 月 日	内 容 等
計画 Plan		誰が： いつ： どこで： 何を： なぜ（何のために）： どうする：
手順・ 経過 Process		
実行 Do		
検証 Check		
改善 Action		

様式第2号(第7条関係)

## 平成 年度 P P D C A 管理台帳

番号	件 名	所管・担当書記	起案日(計画)	実行日	検証日	改善内容
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						